

ID: 314

担当部署: 上下水道部 下水道課

<p>処分の概要</p>	<p>指定の取消し等</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>十和田市下水道条例 第14条第2項(第51条及び第69条において準用する場合を含む。)</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成17年条例第207号</p>		
<p>【基準】 第14条の規定による。 (指定の取消し等) 第14条 管理者は、指定工事業者から前条第1項の廃止の届出があったときは、指定を取り消さなければならない。 2 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6か月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。 (1) 第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出がなされていない排水設備及び除害施設の新設等の工事を行ったとき。 (2) 第9条第1項各号に規定する基準に適合しなくなったとき。 (3) 第12条に規定する指定工事業者の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事ができないと認められるとき。 (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定工事業者として不相当と認めたととき。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 315

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	改善命令等		
例規名 根拠条項	十和田市下水道条例 第22条		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】 第22条の規定による。 (改善命令等) 第22条 管理者は、使用者が第18条又は第19条の規定に違反して汚水を公共下水道に排除しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該汚水の水質を改善することを命じ、又は当該汚水の排除を一時停止することを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 322

担当部署: 上下水道部 下水道課

<p>処分の概要</p>	<p>措置命令</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>十和田市下水道条例 第43条第1項(第69条において準用する場合を含む。)</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成17年条例第207号</p>		
<p>【基準】 第43条の規定による。 (排除の停止又は除害施設の設置等) 第43条 管理者は、農業集落排水施設等への汚水の排除が次の各号のいずれかに該当するときは、当該汚水の排除を停止し、又は除害施設を設置し、若しくは必要な措置を講ずることを命ずることができる。 (1) 農業集落排水施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 農業集落排水施設等の機能を阻害するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。 2 前項の除害施設の設置を命ずる場合の基準については、第18条及び第19条の規定を準用する。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 327

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市下水道条例 第72条第1項		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】</p> <p>第72条の規定による。 (手数料の徴収)</p> <p>第72条 管理者は、第8条及び第10条第2項に規定する指定工事業者の指定を受けようとする者から申請があったときは、次に定めるところにより手数料を申請の際に徴収する。</p> <p>(1) 指定排水設備工事業者審査手数料 1件につき1万円 (2) 指定排水設備工事業者更新審査手数料 1件につき1万円</p> <p>2 既に納めた手数料については、返還しないものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 328

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市下水道条例 第76条から第78条		
例規番号	平成17年条例第207号		
【基準】			
<p>第76条から第78条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第76条 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項、第2項又は第3項(第51条及び第69条において準用する場合を含む。第8号において同じ。)の規定による届出をしないで排水設備の新設等又は除害施設の新設等若しくは使用の方法の変更を行った者</p> <p>(2) 第7条(第51条及び第69条において準用する場合を含む。)の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 第18条又は第19条の規定に違反し、除害施設の設置又は必要な措置をしなかった者</p> <p>(4) 第20条(第51条及び第69条において準用する場合を含む。)の規定による水洗便所によらないでし尿を排除した者</p> <p>(5) 第22条に規定する改善命令に違反した者</p> <p>(6) 第23条(第51条及び第69条において準用する場合を含む。)の規定による使用開始等の届出をしないで使用した者</p> <p>(7) 第29条(第51条及び第69条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による資料の提出を拒否し、又は怠った者</p> <p>(8) 第4条第1項、第2項若しくは第3項の規定による届出、第27条第2項(第51条及び第69条において準用する場合を含む。)の規定による申告書、第29条の規定による資料又は第39条、第49条若しくは第67条の規定による申請書若しくは函書で不実の記載のあるものを提出した者</p> <p>(9) 第71条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>第78条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日